平成２７年（フ）第６３７号
堺市西区浜寺南町２丁138番地３　ドミール浜寺202号
債務者　佐藤トキコ
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９号
長崎県五島市大荒町７番地８、住民票上の前住所長崎県五島市中央町７番地14
債務者　髙洲　勝雄
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第２３２号
盛岡市中央通１丁目12番１号
債務者　青山　忠広
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６２号
茨城県北茨城市関南町関本下843番地３
債務者　大和田千陽
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第５９０号
千葉県浦安市弁天４丁目21番８－207号　クレオ舞浜Ｂ
債務者　菊池　秀一
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６０６号
千葉市美浜区打瀬３丁目９番地　パティオス22番街221号
債務者　塚本　和孝
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６２９号
千葉市若葉区貝塚町386番地２　コスモスハイツ202号
債務者　成島　摂代（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６４７号
千葉市中央区道場北１丁目12番４号　ノース道場205号
債務者　住岡　重樹
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５３号
北海道苫小牧市泉町１丁目13番10号　クリスタルハーモニーＥＸ３　103号
債務者　山田　　泉（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第７４号
北海道苫小牧市沼ノ端中央２丁目16番17号　ハイツまるいＮＯ102―101号
債務者　川崎　弘美
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１３７号
秋田市下北手松崎字家ノ前12番地15　第二エステートシバタ６号
債務者　村越　陸男
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４２号
秋田市外旭川字松崎129番地３　八柳アパート２号
債務者　古宇田正一
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６号
福島県いわき市大久町大久字米野７－２　ディアハウス久ノ浜　山田工業内㈱三広、住民票上の住所青森県八戸市大字十六日町15番地　第一キムタクビル302号
債務者　山口　正佳
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第６７号
群馬県みどり市大間々町大間々1987番地１　メゾン・ラルジュＡ棟101
債務者　矢澤　眞也
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１９号
千葉県鴨川市太海13番地の１
債務者　千原真美子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第２０号
千葉県鴨川市成川1665番地
債務者　荒井　博昭
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第６４号
長野県千曲市大字屋代2934番地３　コーポアプリコット101
債務者　安藤　龍也
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　長野地方裁判所上田支部